

【原 著】

立憲主義に対する認識の改善を目指した高等学校公民科の授
業開発研究

米国公民教育センター開発『我ら合衆国人民』を手がかりにして

桑原 敏典 宮本 あゆは

Study on Developing High School Civics Lesson Plan Aimed at Improving Understanding of Constitutionalism:
Depending on “We the People” of the Center for Civic Education

KUWABARA Toshinori, MIYAMOTO Ayuha

2026

岡山大学教育推進機構 教師教育開発センター紀要 第16号 別冊

Reprinted from Bulletin of Center for Teacher Education and Development,
Institute for Promotion of Education and Campus Life, Okayama University, Vol.16, March 2026

原 著

立憲主義に対する認識の改善を目指した高等学校公民科の 授業開発研究

米国公民教育センター開発『我ら合衆国人民』を手がかりにして—

桑原敏典※1 宮本あゆは※2

本研究は、憲法理解の基本としての立憲主義に対する認識形成を目標とする、高等学校公民科で実践可能な授業の開発を目指したものである。従来の日本の社会科教育においては、憲法理解は日本国憲法の基本原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の理解を基本としていたが、近年、そもそも憲法とは何かを理解させるために、立憲主義の概念が注目されるようになり、教科書にも記述されている。本研究は、そのような立憲主義という概念について生徒に適切に理解させることを目指した授業の提案をしようとするものである。授業計画作成にあたっては、米国の公民教育センターが開発し、長年活用されている『我ら合衆国人民（原題 We the People）』を参照し、その一部を活用し、米国の歴史的背景に基づいて作られた教材を、日本の文脈にそって改変した。

キーワード：授業開発研究，公民科，憲法学習，立憲主義

※1 岡山大学学術研究院教育学域

※2 岡山大学大学院社会文化学研究科社会文化学専攻博士後期課程

I はじめに

本研究は、憲法理解の基本としての立憲主義に対する認識形成を目標とする、高等学校公民科で実践可能な授業の開発を目指したものである。授業計画作成にあたっては、米国の公民教育センターが開発し、長年活用されている『我ら合衆国人民（原題 We the People）』を参照し、その一部を活用し、米国の歴史的背景に基づいて作られた教材を、日本の文脈にそって改変した。『我ら合衆国人民』は、米国の公民教育の発展に大きな役割を果たしてきた公民教育センターが開発し、長年教育現場で活用されている教材の一つである。合衆国憲法の基本的原則とその背後にある価値観を学ぶことを目的とする教材は、日本の公民教育研究、特に憲法学習研究に大きな影響を与えてきた。

我が国においては、高等学校公民科における新科目「公共」の設置や、小学校社会科の第6学年における憲法学習の位置づけの変更など、教育課程における公民教育に大きな変化が生じている。これは、現代社会が大きく変化する中で、公民教育に対する期待が高まっていることの表れであると捉えていいだろう。しかし、科目名や内容編成が変化したものの、実際の授業には大きな変化は生じていないように見える。このように公民教育の実質的改善が進んでいな

いということが必ずしも原因とは言えないのだが、近年の調査研究の成果として、日本の高校生の法知識・意見に課題があることが、橋本康弘によって指摘されている¹⁾。橋本らの調査では、素朴道徳感情が生徒の法知識・意見に及ぼす影響が指摘されており、その結果に基づき生徒の認識改善を目指して刑事手続きに関する授業を開発・実践している。橋本らが、生徒の認識改善のために具体的な法手続きを取り上げて授業開発を行なったのに対して、本研究では、立憲主義という憲法の基本的な原則の理解を目指し、先に紹介した米国の憲法学習教材『我ら合衆国人民』を活用して授業開発に取り組んだ。

II 先行研究の検討—日本における米国公民教育センター開発教材の受容

日本の法教育研究は、米国の法教育研究の影響を大きく受けながら 1990 年代以降発展してきた。法教育研究の先駆者である江口勇治や橋本康弘、さらに、渡部竜也や溝口和宏らが社会科教育における法教育研究の基盤を構築したと言ってもいいだろう²⁾。さらに、初等教育に焦点をあてた二階堂年恵や、憲法学習に注目した中原朋生らが法教育研究をさらに発展させた³⁾。これらの研究においては、弁護士等の法曹関係者が作った団体や米国の出版社が開発・発行した教材が取り上げられ、それらの分析をふまえて社会科としての法教育の原理が解明されている。取り上げられた団体や出版社のうち、今回注目する公民教育センターは、米国の西海岸を拠点とする団体で、1960 年代に設立され、米国の公民教育をリードしてきた⁴⁾。同団体の役割については、以下のように述べられている⁵⁾。

公民教育センターは、学生が憲法に基づく民主主義の制度と、その基盤となる基本原則・価値観に対する理解を深めることを支援します。有能かつ責任ある公民として参加するために必要なスキルを習得させ、意思決定や紛争解決に民主的手続きを活用する意欲を育みます。

この使命を果たすため、当センターは質の高い教材を開発し、教師向けに卓越した専門的研修を提供するとともに、米国および新興の民主主義国におけるより活力ある公民教育の推進に取り組んでいます。

このように、公民教育センターは、憲法を基盤とし、その基本原則・価値観の教授を重視し、そのための教材開発に取り組んでいる。我が国においてもこのような公民教育センターの教材に注目し、その原理を解明する研究が報告されている。例えば、下記のようなものを挙げることができる。

- ・桑原敏典 (2000) 「憲法学習を中心とした公民教育改善の試み—アメリカ高校用教材「We the People」を手がかりとして—」日本公民教育学会『公民教育研究』vol. 8、pp. 1-15.
- ・桑原敏典 (2001) 「小学校社会科政治学習における『新しい知』の形成—アメリカの小学校憲法学習用教材を事例として—」広島大学附属小学校学校教育研究会『学校教育』No.1007、pp. 12-17.
- ・桑原敏典 (2003) 「小学校社会科における政治学習の改革—概念探求学習教材を手がかりとして—」『岡山大学教育学部研究集録』第 122 号、pp. 215-224.

- ・橋本康弘（2005）「アメリカ法関連教育における「参加型」プログラムの研究—『プロジェクト・シチズン（We the People...PROJECT CITIZEN）』の場合」『福井大学教育実践研究』第30号、pp. 29-37.
- ・二階堂年恵（2006）「アメリカ初等法関連教育を歴史的事実を通して教えるのはなぜか—“We the People level1”を手がかりとして—」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第二部第55号、pp. 97-106.

これらの先行研究の中でも注目されるのは、本研究でも取り上げる『我ら合衆国人民（We the People）』である。アメリカ合衆国憲法の冒頭の言葉をタイトルとして掲げているこの教材は、文字通り合衆国憲法を学ぶために開発されたもので、レベル1から3、すなわち初等教育段階から中等教育段階まで対応する3種類の教材が開発されている。ここでは、先行研究の検討として、『我ら合衆国人民』を分析した桑原と二階堂の論文を検討する。

『我ら合衆国人民』の初等教育段階のものは、桑原と二階堂によって検討されている。桑原が『我ら合衆国人民』を政治に関わる概念の探求学習として位置付けているのに対して、二階堂は、歴史的事実の解釈から法的価値を学ぶ教材として捉えており、両者の本教材の捉え方・評価は全く異なっている。

桑原（2003）では、『我ら合衆国人民』の内容編成について、事実を踏まえて合衆国憲法の基本的原理となる概念を捉えさせ、それらの概念を集約した憲法の根底にある価値観（全ての人には自由を保護され構成に扱われるべきである）を習得させるようになっていると述べられている。さらに、授業は、基本的原理となる概念を歴史上の事実を検証しながら探求させるものとなっていると主張している。以上のような学習では、捉えさせる概念や価値観が合衆国憲法のそれに限定されており、米民主主義を支える価値観の注入となる恐れはある。そこで、『我ら合衆国人民』では、歴史的事象を学習者自身が自らの経験に基づき評価する過程を含むことで、価値観の一方的な注入を避けようとしていると、桑原は指摘している。

二階堂（2006）では、『我ら合衆国人民』を民主主義制度が成立し、その体制が定着していく歴史の過程として学習させる教材と位置付けている。さらに、二階堂は、「現在の政府組織や憲法理念は、先人たちの苦悩の歴史からきているものであるということを理解させ、現在の制度を守り発展させなければならないといった合衆国市民として生きるアイデンティティを形成させている」と、『我ら合衆国人民』が、合衆国民としての自己認識形成を促すものと述べている⁶⁾。学習過程については、それは法的価値の制度化過程の学習となっていると述べられており、合衆国社会において憲法の基盤となっている価値観が具体的に制度や仕組みとして成立する過程を学習者が内面化するものとなっていると評価している。

高等学校段階のレベル3を分析した桑原（2000）では、『我ら合衆国人民』を、合衆国史を通じた憲法学習として位置付けている点は、レベル1についての先行研究の評価と共通している。しかし、二階堂が「先人たちの苦悩の歴史」と呼んだ制度の成立過程を、憲法の基本的原理の具体化をめぐる意見の対立とそ

の克服過程として捉え、そのような論争の過程を検証することで、民主主義の実現には一つの方法しかないわけではないこと、人々の間でその方法をめぐり対立や論争があり、それらを克服してより良い制度や仕組みを設計し、現代の政治体制になっていったことを捉えさせようとしていると述べている。ただし、そのように合衆国憲法の基本的原理を学習者が内面化するだけではなく、現代社会に生きる自分自身を合衆国の自立的な市民として解釈していく過程も含まれていると桑原は述べている⁷⁾。制度や仕組みを成立させた歴史的な対立・論争を捉えたうえで、現代社会において、先人が守ってきた価値観を保持し継承するためには自分たちにどのような責任や義務があるのかを考えさせる単元が、教材の後半部に設けられているのである。桑原は、『我ら合衆国人民』は、「国家・社会の仕組みや制度とその価値や理想を系統的に教授しながらも、価値的に閉ざされることなく子どもの自主的自立的な思想形成を保障した、開かれた国民形成を目指した公民教育のあり方を示唆するもの」と評価している⁸⁾。

以上のように、米国公民教育センター開発の『我ら合衆国人民』は、民主主義社会における憲法学習の一つの理想的な形を示すものとしてわが国では受け入れられてきた。その一方で、憲法学習自体は、大きくは変化していない。小学校社会科においては、小学校第6学年において、歴史学習と憲法学習の順序が入れ替わり、憲法学習が歴史学習の前に位置づけられるなど大きな変化があったにもかかわらず、表面的な制度や仕組みの理解にとどまり、その背後にある原理や価値観に遡ってその意味を考えさせる学習にはなっていない。米国社会の文脈で作られた『我ら合衆国人民』に関する研究を梃に我が国の憲法学習研究が進んだかにみえるが、必ずしもそうではない。『我が合衆国人民』を、日本の文脈で再構成する努力、すなわち、『我ら合衆国人民』の日本国憲法版作成の試みがなされていなかったことが、憲法学習改善が進んでいない背景の一つとしてあるのではなかろうか。そこで、本研究では、その試みの一つとして、『我ら合衆国人民』の一部を日本の学習者用に改変し、特に、立憲主義に対する認識形成を目指した授業の開発を目指す⁹⁾。

Ⅲ 新しい人権を手がかりに立憲主義を捉えさせる授業構成—『我ら合衆国人民』第39章を手がかりに—

1 新しい人権を手がかりに立憲主義を捉えさせる授業構成原理の分析

高等学校公民の授業の中では、多くの場合憲法を学ぶ際に、「新しい人権」を学習する。憲法制定時には顕在化していなかったものの、時代や社会の変化に合わせて新たに主張され始めた権利を理解させる際に、「新しい権利は積極的に容認されるべきであり、裁判所は積極的にこれらの権利を認める判決を出すべきだ」という特定の思想を生徒に注入することになりかねない。『我ら合衆国人民』は、当時の時代背景や実際の判例の中にあつた対立する価値観や考え方を示し、それらを対比させることによって、特定の価値観を注入することなく立憲主義を捉えさせている。本節では、『我ら合衆国人民』の中でも新しい権利における議論を取り上げた第39章を事例にして、その授業構成原理について

検討する。

以下の表 1 に示しているのは第 39 章の授業構成原理である。

【表 1 新しい人権を手がかりに立憲主義を捉えさせる授業構成—『我ら合衆国人民』第 39 章の場合—】

第一段階	憲法の基本法としての認識
第二段階	現代における立憲主義の問題点の理解
第三段階	現代社会における憲法の妥当性の検討
第四段階	立憲主義の原則の範囲の解釈

(Center for Civic Education, We the People The citizen and the constitution, 1995, pp. 209-212. より筆者作成)

以下の表 2 に示しているのは、第 39 章の授業の展開を教授書の形式に書き直して示したものである。

【表 2 第 39 章「合衆国の誕生から 3 世紀が過ぎ、合衆国人民はどのような憲法上の問題に直面しているか？」の概要】

過程	提示される主な学習課題	生徒の活動及び獲得させたい知識
I 憲法の基本法としての認識	本時の課題と目標の確認	本時の目標と覚えるべき用語を確認。
	なぜ憲法はこれほど変更されることが少ないのか？	一部の批判者は、18 世紀の世界のために創り出した統治システムが、より複雑で急速に変化する 21 世紀の世界には不適切であることと主張する。他方で、200 年の変化に適応してきたシステムは疑いの余地なく評価されるべきだと反論する。憲法を改変する際には、常に慎重を期すべきだ。 これまで米国では多くの憲法修正案が提出されたが、実際に採択されるのはごくわずかである。制定者たちは頻繁な改正によって通常法律や規制と混同されることなく、憲法が国家の基本法であり続けることを望んだ。
II 現代における立憲主義の問題点の理解	アメリカ社会の変化によって提起されている憲法上の権利問題にはどのようなものがあるか？	今後重要となる可能性が高い課題は以下の通りである：集団的権利、生命と死に関する権利、プライバシー権、個人の権利と公益の実現、市民権と居住外国人権
III 現代社会における憲法の妥当性の検討	明記されていない権利とは何か？	現代生活の複雑な憲法問題は、確立された権利の再解釈を促すだけでな

		<p>く、憲法のほとんど未開拓の領域である「列挙されていない権利」に新たな重要性を与えている。列挙されていない権利とは、憲法に列挙されていないが全てのアメリカ国民が有する権利である。これらは明示されていない権利である。</p> <p>主要な反対意見の一つは、そのような文書が列挙されていない権利を全て網羅することは不可能であり、それらが存在しないことを示唆する可能性があるという点であった。</p> <p>次のような問いについて話し合わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代アメリカ社会で起きている変化のうち、今後数年間で憲法上の権利に最も大きな脅威をもたらす可能性が高いのはどれだと思いますか？ ・憲法改正が必要になる可能性があるのはどれだと思いますか？その理由を説明してください。
<p>IV 立憲主義の原則の範囲の解釈</p>	<p>誰が明記されていない権利を特定する権限を持つべきか？</p>	<p>憲法によって保護される列挙されていない権利とは何かを誰が決定すべきかについては意見の相違がある。問題となっているのは、政府のあらゆる機関の権限が法律によって制限されることを求める憲法政府の基本原則である。</p> <p>最高裁判所は司法審査の原則に基づき、立法行為や大統領令が憲法で保障された権利を侵害しているかどうかを判断する権限を有する。この任務は、人身保護令状を受ける権利や当局による不法な立ち入りからの保護といった、憲法に明示的に列挙された権利に関わる問題であっても十分に困難である。問題が列挙されていない権利に関わる</p>

		<p>場合、その任務はさらに困難になる。裁判官は自らの偏見を憲法解釈に持ち込まないために、どのような基準を用いることができるのか？</p> <p>憲法に基づく民主主義において裁判官が果たすべき役割については、これまでにも、そしてこれからも意見の相違が続くであろう。憲法の解釈方法についても厳格解釈と広義解釈に分かれえている。</p>
	<p>授業の復習と活用</p>	<p>次の問いに取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 何千もの憲法修正案が提案されたにもかかわらず、採択されたのはわずか 27 件であるという事実をどのように説明しますか？ 2. 「列挙された権利」とは何ですか？ 列挙されていない権利を保護する最高裁判所の判決がなぜ論争を呼んできたのですか？ 3. 憲法の「厳格解釈」と「広義解釈」をどのように説明しますか？ 4. 「司法の抑制」とは何を意味しますか？「司法の積極主義」とは何を意味しますか？裁判官としての責任を果たすためのこれら二つのアプローチを支持する議論にはどのようなものがありますか？ 5. 米国内外の移動の権利に関する以下の米国最高裁判例を検討してください：Crandall v. Nevada, 73 U.S. 3(1869)；ケント対ダレス事件、357 U.S. 16 (1958)アフェハー対国務長官事件、378 U.S. 500 (1964)リーガン対ウォルド事件、468 U.S. 222 (1984)

(Center for Civic Education, We the People The citizen and the constitution, 1995, pp. 209-212. より筆者 (宮本) 作成)

本教材では主にテキストの題として学習課題が設定され、学習者はテキストを読みながらそれらの学習課題の答えを検討する形で進められる。

本章は、市民としての役割の変化や現代社会の様々な進展がもたらす影響によって提起されている憲法上の問題に焦点を当てること、社会の変化が新たな憲法上の問題を提起した経緯を説明し、具体例を挙げられるようになることを目標として設定されている。

第一段階では、憲法の基本法としての認識が目指される。なぜ憲法はこれほど変更されることが少ないのか？を学習課題として取り上げ、これまでアメリカ合衆国の人民が社会の変化に合わせて憲法の改正を試みた一方、実際に採択された例は少なく、制定者たちは頻繁な改正によって通常法律や規制と混同されることなく、憲法が国家の基本法であり続けることを望んだという形で、憲法の柔軟性と憲法の基本法としての性質を守ろうとする価値観の対立を比較することで憲法を柔軟に変更することの問題点を表している。

第二段階では、アメリカ社会の変化によって提起されている憲法上の権利問題にはどのようなものがあるか？を学習課題として、今後重要となる憲法上の問題として集団的権利、生命と死に関する権利、プライバシー権、個人の権利と公益の実現、市民権と居住外国人権という5つの権利をあげ、それらの言葉についての解説を行う。それによって、憲法を修正しないことによる現代における立憲主義の問題点の理解を進めている。

第三段階では、現代社会における憲法の妥当性の検討を目指している。第二段階において新たな権利を容認しないことに対する立憲主義の視点からの問題点を挙げた後、一方でそれらの限界や批判について言及することで価値観の注入を防いでいる。例えば、連邦権利章典に対する主要な反対意見の一つは、そのような文書が明記されていない権利を全て網羅することは不可能であり、それらが存在しないことを示唆する可能性があるという批判意見を述べることによって、新しい権利を容認することの難しさを挙げている。また、実際にどのような問題が起こりうるかを、次の2点の学習課題を学習者に検討させようとしている。

- ・現代アメリカ社会で起きている変化のうち、今後数年間で憲法上の権利に最も大きな脅威をもたらす可能性が高いのはどれだと思いますか？
- ・憲法改正が必要になる可能性があるのはどれだと思いますか？その理由を説明してください。

第四段階では、立憲主義の原則の範囲の解釈として、誰が明記されていない権利を特定する権限を持つべきか？を学習課題として、それらにかかわる原理である憲法の広義解釈と厳格解釈に基づいて、裁判官が明記されていない権利を認めることは、司法権だけでなく立法権にも裁判官の権利が及ぶこととなるという広義解釈の限界を示している。一方で、ダグラス判事の意見を最後に示すことにより、広義解釈を行うことによって社会の変化に対応できるという拡大解釈によるメリットを示すことで、価値観の注入を防ごうとしている。

最後に、まとめとして次の問いに取り組む。憲法改正に関する意見の対立や、明記されていない権利についての理解の確認、憲法の厳格解釈と広義解釈の理解、司法の積極主義と抑制の理解の確認を行ったうえで、実際の事件に関して

検討させることで理解の習得を確認している。

IV 立憲主義に対する認識の改善を目指した公民科授業の構成原理

前章で検討した米国の憲法学習教材『我ら合衆国人民』の授業構成をふまえて、本研究では、日本の高等学校公民科で実践する立憲主義に焦点をあてた憲法学習の構成原理を、下記のように設定した。

第1段階 [アメリカ合衆国憲法と日本国憲法の比較]

第2段階 [新しい人権の登場と立憲主義の原則の関係の理解]

第3段階 [立憲主義の原則と憲法改正の必要性の検討]

第4段階 [日本国憲法における新しい人権の解釈の吟味]

第5段階 [立憲主義に対する見方の再構成]

第1段階のアメリカ合衆国憲法と日本国憲法の比較では、憲法の修正(改正)に対する日米の状況の比較を行い、憲法のあり方が、社会によって異なることに気づかせる。

第2段階の新しい人権の登場と立憲主義の原則の関係の理解では、時代や社会の変化によって生じた様々な問題状況をふまえて、新しい人権の必要性を捉えたうえで、それらの権利が憲法において明確に規定されていないことに気づかせる。そのうえで、立憲主義の原則を踏まえた時に、これらの権利の保障が必要となるかどうかという問題に気付かせる。

第3段階の立憲主義の原則と憲法改正の必要性の検討では、立憲主義の原則を踏まえた時に、新しい人権の保障のために憲法改正が必要かどうかという議論が求められることに気づかせる。

第4段階の日本国憲法における新しい人権の解釈の吟味では、新しい人権を保障するために、それを憲法に明記するのか、誰がその人権の保障を決定すべきかを考えさせる。

第5段階の立憲主義に対する見方の再構成においては、立憲主義に対する自分自身が持っていた見方を、アメリカ合衆国憲法と日本国憲法における新しい人権に対する対応の仕方の違いを踏まえて再構成する。

このような授業構成によって、立憲主義に対する学習者が持っている見方を見直し、立憲主義に対する認識の改善を促すことができるだろう。次章では、この原理に基づく公民科で実践可能な授業の計画を提示する。

V 立憲主義に対する認識の改善を目指した公民科授業開発

前章において分析した授業構成原理を踏まえ、日本において立憲主義に対する認識の改善を目指した公民科授業として開発した。以下、表3は授業計画を示したものである。

表3 立憲主義に対する認識の改善を目指した公民科授業の指導計画

過程	提示される主な学習課題	生徒の活動及び獲得させたい知識
1 アメリカ合衆国憲法と日本国憲法の比較	本時の課題と目標の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・本時の目標 ・市民としての役割の変化や現代社会の様々な進展がもたらす影響によって提起されている憲法上の問題に焦点を当てる。 ・社会の変化が新たな憲法上の問題を提起した経緯を説明し、具体例を挙げられるようになる。
	米国の憲法修正の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・1万件以上の憲法修正案が提出されたが、議会で承認され州に批准を求めたのはごくわずか。憲法改正の困難さは、制定者たちが第5条で定めた改正要件に意図されたものだった。結局、第27条修正案が採択されるまでに2世紀を要した。 ・制定者たちは、頻繁な改正によって通常の法律や規制と混同されることなく、憲法が国家の基本法であり続けることを望んだ。
	日本はどうだろうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本は、様々な政党から憲法改正法案が提出されているが、いまだ改正されたことはない。 ・憲法改正については、大きく意見が分かれている。
2 新しい人権の登場と立憲主義の原則の関係の理解	社会の変化によって提起されている憲法上の権利問題にはどのようなものがあるか？	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい権利 ・プライバシーの権利、知る権利、外国人参政権、自己決定権、環境権
3 立憲主義の原則と憲法改正の必要性の検討	明記されていない権利とは何か？	<ul style="list-style-type: none"> ・日本で裁判所に認められた権利：プライバシーの権利、知る権利、環境権、自己決定権 1. 現代の日本社会で起きている変化のうち、今後数年間で憲法上の権利に最も大きな脅威をもたらす可能性がある問題はどのようなものか。 安全保障、外国人の権利、生成AIなど。 2. 憲法改正が必要になる可能性があるのはどのようなトピックだろうか。その理由を説明しよう。 ・憲法を改正すべきでないという意見もありうるが、ここでは改正することを前提として考える。自衛隊などの憲法9条、同性婚など。
4 日本国憲法における新しい人権の解釈の吟味	誰が列挙されていない権利を特定する権限を持つべきか？	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法によって保護される列挙されていない権利とは何かを誰が決定すべきか？ ・この問いに対する答え方については意見の相違がある。問題となっているのは、政府のあらゆる機関の権限が法律によって制限されることを求める憲法政府の基本原則である。 ・最高裁判所は司法審査の原則に基づき、立法行為や大統領令が憲法で保障された権利を侵害しているかどうかを判断する権限を有する。この任務

		<p>は、憲法に明示的に列挙された権利に関わる問題であっても十分に困難である。問題が明記されていない権利に関わる場合、その任務はさらに困難になる。裁判官は自らの偏見を憲法解釈に持ち込まないために、どのような基準を用いることができるのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法に基づく民主主義において裁判官が果たすべき役割については、意見の相違が続くであろう。憲法の解釈方法についても意見が分かれており、厳格な解釈を信じる者もいれば、広範な解釈を信じる者もいる。 ・日本における三権分立等に言及しながら、その範囲の解釈について考えさせる。
<p>5 立憲主義に対する見方の再構成</p>	<p>授業の復習と活用</p>	<p>次の問いに取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 何千もの憲法修正案が提案されたにもかかわらず、採択されたのはわずか27件であるという事実をどのように説明するか？ これまでアメリカ合衆国の人々は時代に合わせて憲法が変化していくことを望んだが、制定者たちは頻繁な改正によって通常法律や規制と混同されることなく、憲法が国家の基本法であり続けることを望んだということ。 2. 「明記された権利」とは何ですか？ 明記されていない権利を保護する最高裁判所の判決がなぜ論争を呼んできたのか？ 明記された権利とは、憲法の条文において実際にその保証が明記されている権利のことを言う。 明記されていない権利を保護することを最高裁判所が認めることは、裁判所が法律を解釈するだけでなく、それによって新たな法律を創造するほぼ無制限の権力を与えることになるから。

(筆者(宮本)作成)

本授業では、市民としての役割の変化や現代社会の様々な進展がもたらす影響によって提起されている憲法上の問題に焦点を当てること、社会の変化が新たな憲法上の問題を提起した経緯を説明し、具体例を挙げられるようになることを目標として設定した。

第一段階では、憲法の基本法としての認識を目指した。日本では憲法が改正されたことはいまだない。そのため、米国と日本を比較する形で展開する。アメリカ合衆国の修正案の事例を示した後、日本でも憲法改正をするべきだという意見もあるが、反対する意見も根強くあり、いまだ改正されたことはない

いう例を話す。

第二段階では、社会の変化によって提起されている憲法上の権利問題にはどのようなものがあるか？を学習課題として、現在新しい権利として主張されているものとしてプライバシーの権利、知る権利、外国人参政権、自己決定権、環境権の5つの権利をあげ、それらの言葉についての解説を行う。

第三段階では、現代社会における憲法の妥当性の検討を目指している。日本ではそれらの中でも裁判で認められた権利もあるため、そのような権利は米国の明記された権利と類似の扱いを行った。また、そうすることで、憲法を修正しないことによる現代における立憲主義の問題点の理解を進めている。

第二段階において新たな権利を容認しないことに対する立憲主義の視点からの問題点を挙げた後、一方でそれらの限界や批判について言及することで価値観の注入を防いでいる。例えば、連邦権利章典に対する主要な反対意見の一つは、そのような文書が明記されていない権利を全て網羅することは不可能であり、それらが存在しないことを示唆する可能性があるという批判意見を述べることによって、新しい権利を容認することの難しさを挙げている。また、実際にどのような問題が起こりうるかについて、二点の学習課題を学習者に検討させようとしている。日本ではいまだ憲法を改正すべきではないという意見を持つものも多くいるため、そのような考え方を持つ学習者が課題に取り組めない状態を防ぐため、それらの意見は尊重したうえで、本課題では改正するという立場に立つとするならどう考えるかということと言及する。

第四段階では、立憲主義の原則の範囲の解釈として、誰が明記されていない権利を特定する権限を持つべきか？を学習課題として、それらにかかわる原理である憲法の広義解釈と厳格解釈に基づいて、裁判官が明記されていない権利を認めることは、司法権だけでなく立法権にも裁判官の権利が及ぶこととなるという広義解釈の限界を示している。一方で、ダグラス判事の意見を最後に示すことにより、広義解釈を行うことによって社会の変化に対応できるという拡大解釈によるメリットを示すことで、価値観の注入を防ごうとしている。ここでは、日本における三権分立に言及し、それらは厳格解釈であることを意識させながら学習させる。

最後に、まとめとして次の問いに取り組む。憲法改正に関する意見の対立や、明記されていない権利についての理解の確認させることで理解の習得を確認している。

VI おわりに

本研究の意義は二点である。第一は、憲法学習の中でも「新しい権利」の授業構成原理について、これまでの先行研究と米国の教材『我ら合衆国人民』を手がかりにして明らかにしたこと。第二は、その成果を日本の教育において応用可能な形で授業構成として示した点である。

今後は、これらの授業構成原理の有効性を検証することが求められる。

(本論文は、桑原と宮本が共同で企画し、第Ⅰ～Ⅱ章及び第Ⅳ章を桑原が、第

Ⅲ及び第ⅤからⅥ章を宮本が執筆した後、両者で全体を調整した)

【註】

- 1) 橋本康弘・土井真一・佐伯昌彦・吉村功太郎編著 (2020)『日本の高校生に対する法教育改革の方向性—日本の高校生 2000 人調査を踏まえて—』風間書房.
- 2) ・江口勇治 (1993)「社会科における「法教育」の重要性—アメリカ社会科における「法教育」の検討を通して—」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.68, pp. 1-17.
- ・橋本康弘 (1998)「市民的資質を育成するための法カリキュラム—『自由社会における法』プロジェクトの場合—」全国社会科教育学会『社会科研究』第48号、pp. 81-90.
- ・溝口和宏 (2006)「法を基盤とする社会科カリキュラム編成の研究—『都市社会アメリカにおける正義』の場合—」日本カリキュラム学会『カリキュラム研究』第15号、pp. 29-41.
- ・渡部竜也 (2002)「法原理批判学習—法を基盤にした社会科の改革—」全国社会科教育学会『社会科研究』第56号、pp. 41-50.
- 3) ・二階堂年恵「法形成能力を育成する初等法関連教育の内容編成：オハイオ州法曹協会カリキュラムプロジェクトの場合」全国社会科教育学会『社会科研究』第63号、pp.31-40.
- ・中原朋生「「権利に関する社会的ジレンマ研究」としての社会科—権利学習プロジェクト『自由の基礎』を手がかりにして—」全国社会科教育学会『社会科研究』第58号、pp. 51-60.
- 4) 同団体のホームページ参照。<https://civiced.org/about-the-center> (2025年10月28日最終閲覧)
- 5) 同上.
- 6) 二階堂年恵 (2006)「アメリカ初等法関連教育を歴史的事実を通して教えるのはなぜか—“We the People level1”を手がかりとして—」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第二部第55号、p. 105.
- 7) 桑原敏典 (2000)「憲法学習を中心とした公民教育改善の試み—アメリカ高校用教材「We the People」を手がかりとして—」日本公民教育学会『公民教育研究』vol. 8、p. 13.
- 8) 同上、p. 14.
- 9) Center for Civic Education (1995) “We the People” LevelⅢ.

Study on Developing High School Civics Lesson Plan Aimed at Improving Understanding of Constitutionalism: Depending on “We the People” of the Center for Civic Education

KUWABARA Toshinori*1, MIYAMOTO Ayuha*2

This study aims to develop practicable lessons for high school civics classes that foster an understanding of constitutionalism as the foundation for grasping the Constitution. Traditional Japanese social studies education focused on understanding the Constitution's fundamental principles—popular sovereignty, respect for basic human rights, and pacifism. But, recently, the concept of constitutionalism has gained attention as a means to help students understand what a constitution fundamentally is, and it is now described in textbooks. This study proposes a lesson plan designed to help students appropriately grasp the concept of constitutionalism. In making the lesson plan, we referenced the long-used “We the People” program developed by the Center for Civic Education in U.S. We adapted materials originally created based on the historical context of the United States to fit the Japanese context, utilizing parts of this program.

Keywords: Lesson Development Research, Civic Education, Constitutional Studies, Constitutionalism

*1 Faculty of Education, Okayama University

*2 Graduate School of Humanities and Social Sciences, Okayama University
